

作成日;2021,07,15

作成;環境情報専門委員会

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものでは有りません。 参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1委員会報告情報)

1)件名

・REACH 規則の新たな SVHC として 8 物質を追加

2)内容

- ・2021 年 7 月 8 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として 以下の 8 物質の Candidate List への追加について公表した。
 - 1,4-dioxane
 - 2, 2-bis (bromomethyl) propane-1, 3-diol (BMP); 2, 2-dimethyl propan-1-ol, tribromo derivative/3-bromo-2, 2-bis (bromomethyl)-1-propanol (TBNPA); 2, 3-dibromo-1-propanol (2, 3-DBPA)
 - 2-(4-tert-butylbenzyl)propionaldehyde and its individual stereoisomers
 - 4, 4'-(1-methylpropylidene)bisphenol
 - glutaral
 - Medium-chain chlorinated paraffins (MCCP)
 - orthoboric acid, sodium salt
 - Phenol, alkylation products (mainly in para position) with C12-rich branched alkyl chains from oligomerisation, covering any individual isomers and/or combinations thereof (PDDP)
- ・今回は第25次で合計219物質となった。

3) SEAJ コメント

- ・追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、 以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・2021年1月5日以降は、SCIP DBへの通知も必要となります。
- ・追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4)添付情報・資料

・なし

5)関連情報

• SVHC O URL

https://echa.europa.eu/candidate-list-table

6)その他

・なし